

デスティネーションタイランドビザ（DTV）

入国目的	入国後滞在可能な期間
ワーケーション（デジタルノマド・リモートワーカー・タレント・フリーランサー等）	タイへ入国した日から 180 日（1 回の入国につき） ※入国後、1 度のみタイミグレーション事務にて更に 180 日の滞在期間の延長申請可能
タイのソフトパワー関連活動 （ムエタイ、クッキングスクール、医療治療等）	
DTV ビザ保持者の配偶者および 20 歳未満の子ども	

ビザ有効期限	ビザ申請料金
マルチプル 発行日から 5 年間	52,000 円
※ビザ申請料金の支払い方法は、e-Visa 公式ホームページ上にてクレジットカード（Visa or Master Card）決済のみとなります。 お支払い完了後、いかなる場合でも返金できかねますので、予めご了承ください。	

全ての入国目的共通の必要書類		
以下の書類は鮮明な JPEG 形式および PDF 形式でアップロードする必要があります。 (1. と 2. は JPEG 形式で、3.-7. は PDF 形式でアップロードしてください。各ファイルのサイズは 3MB 以下でお願いします。)		
1	パスポートまたは渡航書面のバイオデータページ	
2	過去 6 か月以内に撮影した写真	
3	ビザ申請を行う国・地域における永住資格を証明する書類： 以下の書類を同一ファイルにまとめてアップロードしてください。 3.1 日本国籍者の申請者：住民票もしくは戸籍謄本 (発行日が申請日より 3 か月以内であること) 日本国籍以外の申請者：日本国永住権保持者に限り、有効な在留カードのコピー 3.2 日本発タイ行きの航空券	
4	財務証明：過去 3 か月分の銀行取引明細書を提出してください。 残高は 500,000 バーツ相当額以上ある必要があります。 通貨は日本円(JPY)、タイバーツ(THB)、または米ドル(USD)のいずれかで構いません。 (未成年の申請者の場合、保護者名義の銀行取引明細書でも可。)	
以下の目的に該当する必要書類		
5.-7.	ワーケーション (デジタルノマド／リモートワーカー／ タレントフリーランサー等)	5. 以下該当する書類： - 在職証明書および会社登記簿謄本 - 企業等との業務委託契約書 - プロフェッショナルポートフォリオ (これまでの業績や成果を示す資料) 6. 英文の犯罪証明書 (発行日が申請日より 3 か月以内であること)

	タイのソフトパワー関連活動 (ムエタイ、クッキングスクール、医療治等)	5. 活動参加確認書（ジム・学校等発行） または医療機関のアポイントメントレター等 6. 英文の犯罪証明書原本 (発行日が申請日より 3 か月以内であること)
	DTV ビザ保持者の配偶者および 20 歳未満の子ども	5. DTV ビザ保持者の DTV ビザおよび パスポートの顔写真ページのコピー 6. 家族関係を証明する公的書類（戸籍謄本等） 7. 英文の犯罪証明書原本※ (発行日が申請日より 3 か月以内であること)

※備考：犯罪経歴証明書の発行機関が定める最低年齢要件を満たさないため、同証明書を取得できない場合は、その制限を確認できる資料を提出してください。例えば、発行機関からの公的な通知、又は発行機関の公式ウェブサイトの該当ページの印刷物・スクリーンショット（URL 及び確認日が明確に確認できるもの）等が該当します。

★申請内容により、追加書類や面接を要求する場合がございますので、予めご了承ください。